

ソーシャルビジネス ネットワーク大学
ソーシャルビジネス トライアル
ソーシャルビジネス・インキュベーション・プログラム 実施要綱

ソーシャルビジネス ネットワーク大学本部

(株)ソシオ エンジン・アソシエイツ

(要綱の目的)

第1条 内閣府「地域社会雇用創造事業」の一環として、ソーシャルビジネス ネットワーク大学(別紙参照)が実施する「ソーシャルビジネス トライアル」は、ソーシャルビジネス・インターンシップ・プログラムならびにソーシャルビジネス・インキュベーション・プログラムにより構成される。本要綱においては「ソーシャルビジネス トライアル」のうち、ソーシャルビジネス・インキュベーション・プログラム(以下「本事業」という。)の実施に関して必要な事項を定める。(ソーシャルビジネス・インターンシップ・プログラムの実施に必要な事項については別に定める。)

(本事業の目的)

第2条 本事業においては、今後、成長分野とされているソーシャルビジネス分野において、「ソーシャル・アントレプレナー」の創出を目指すこととする。また、地域内のみならず地域を超えたソーシャル・アントレプレナーのつながりを作り出し、中山間地域も含め全国各地に新たな風を吹き込み好循環な経済環境を生むことにつなげる。

2 本事業における「ソーシャル・アントレプレナー」とは、社会的課題の解決を事業性を確保しながら展開する人材のことをいう。

3 本事業における「起業」とは、法人を設立登記し、または個人事業者として税務署に対する開業の届け出を行うことをいう。

(本事業の概要)

第3条 本事業は、全国各地において応募者を募集し「ソーシャルビジネス・プラン・コンペティション」(以下、プランコンペ)による公平な選考プロセスによって起業支援者を確定することとする。

2 本事業が終了する平成23年度末までに全国で48人以上のソーシャル・アントレプレナーを創出することを目指す。

3 本事業は、ソーシャルビジネス ネットワーク大学本部(以下、本部)の監督の下、北海道、東北、関東、東海・北陸、近畿、中国、四国、九州、沖縄の9キャンパスにおいて実施する。

(本事業の対象者及び対象となる事業プラン)

第4条 応募者は、以下の応募要件を満たす者とする。

- ・ 募集する年度内に起業する意思がある者
- ・ 説明会及びプランコンペ当日に必ず参加が可能である者
- ・ ビジネスと社会貢献の両方を実現する、独創的なソーシャルビジネスのビジネスプラン(事業計画)を持ち、資金調達や事業パートナーおよび専門家による起業支援を求めている者
- ・ 新たに起業し、社会的課題をビジネスを通じて解決したいと考えている者(社内ベンチャー、会社の新規分野開拓等、既存組織内における新規事業開発等は対象とならない)

- ・ 内閣府「地域社会雇用創造事業」のうちソーシャルビジネス・インキュベーション・プログラムの他事業者における起業支援対象者ではない者
- ・ 18歳以上（高校生を除く）の者

2 対象となる事業プランは、以下のようなソーシャルビジネスに関する事業プランとする。

- ・ 地域の社会的課題の解決につながる事業プラン
- ・ 事業の対象とする地域内のニーズを捉えた事業プラン
- ・ 雇用・就業機会を創出する効果が高い事業プラン
- ・ 建設・土木事業でない事業プラン
- ・ 同一の事由により国の助成金等を受給していない事業プラン

3 全国各地にソーシャル・アントレプレナーを創出するため、居住地を問わず、別表のとおり各地域を統括する地域キャンパスにおいて、プランコンペを行う。

【インキュベーション事業実施エリア】

北海道キャンパス	北海道
東北キャンパス	青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県
関東キャンパス	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県
東海・北陸キャンパス	富山県、石川県、岐阜県、愛知県、三重県
近畿キャンパス	大阪府、京都府、滋賀県、奈良県、和歌山県、兵庫県、福井県
中国キャンパス	岡山県、広島県、山口県、島根県、鳥取県
四国キャンパス	香川県、愛媛県、徳島県、高知県
九州キャンパス	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
沖縄キャンパス	沖縄県

（「ソーシャルビジネス・プラン・コンペティション」実施期間・開催数）

第5条 別表のスケジュールを原則とし、9地域キャンパスが2年間で合計18回行うこととする。なお、やむを得ない事情がある場合に限り、開催数等について本部の承認を得た上で変更することができるものとする。

社会起業インキュベーション事業			
全体		地域事務局	支援対象者
22年3月～5月	(準備:募集要項作成、選考基準策定、選考委員決定、告知ツール作成等)		
6月～7月	第1期ビジネスプラン募集		
7月～8月	第1期一次選考		
9月～10月	第1期フィードバック講座開催 第1期二次選考		
23年11月～	第1期起業支援対象者の決定(契約)～起業支援スタート		
1月	第1期(地域)活動報告・交流会		中間報告書
3月	第1期(全国)活動報告・交流会	事業評価検証	成果報告書 (支援終了時)
3月～4月	第2期ビジネスプラン募集		
4月～5月	第2期一次選考		
6月～7月	第2期フィードバック講座開催 第2期二次選考		
8月～	第2期起業支援対象者の決定(契約)～起業支援スタート		
10月～11月	第2期(地域)活動報告・交流会		中間報告書
24年2月	第2期(全国)成果発表会		
3月	(事業評価検証～次年度以降の展開へ)	事業評価検証	成果報告書

(募集)

第6条 候補者の募集は、別に定める「ソーシャルビジネス トライアル 募集要項(以下、「募集要項」という。)」に基づき、実施するものとする。なお、募集要項は本要綱に従って各期、各地域キャンパスが、本部の確認・承認を得た上で定めることとする。

(応募)

第7条 応募者は、前条の募集要項に基づき、各地域キャンパスに対して申し込みを行うものとする。

(選考方法)

第8条 地域キャンパスは、応募者について、全国統一の評価基準に基づき一次選考(書類選考)を絶対評価で行い、本部による応募書類の確認と選考理由の確認・承認をもって、合否を決定する。

2地域キャンパスは、一次選考通過者全員を対象に、二次選考に向けた説明会を実施する。

3地域キャンパスは、二次選考として、一次選考通過者によるプレゼンテーションを実施し、全国統一の評価基準に基づき「選定・評価委員会」にて起業支援対象候補者を選出する。本部は、起業支援対象候補者の選定の公平性を担保するため、二次選考の選考過程を確認する。

4地域キャンパスは、二次選考後、本部の承認により起業支援対象候補者を決定する。

5地域キャンパスは、起業支援対象者の決定について、本人にすみやかに通達する。

(選定・評価委員会)

第9条 地域キャンパスは、選定・評価については、本部が定める要件に従い、外部有識者で構成される「選定・

評価委員会」を設置して行う。本部は、「選定・評価委員会」開催前までに各キャンパスから委員のリストを受領し、確認・承認をした上で、公表することとする。

2 選定・評価委員は、下記のセクターをすべて含む4~6名により構成されるものとする。

- 当該地域のソーシャルビジネス事業者
- 平成21年度経済産業省ソーシャルビジネス推進イニシアティブ委員、あるいはそれに準ずる方、あるいは経産省ソーシャルビジネス推進イニシアティブ地域協議会代表者
- 大学教授など教育機関関係者

3 地域キャンパスが、本部の監督下において「選定・評価委員会」の運営を担い、また本部職員及び地域キャンパス責任者も「選定・評価委員会」に必ず出席することにより、全キャンパスでの審査基準の統一をする。

4 オブザーバーとして、各地域の商工団体や自治体担当者の参画を積極的に図ることとする。

(選考基準)

第10条 全国共通の評価基準として、「ソーシャルビジネス・インキュベーション・アセスメント・システム」(「ソーシャル・ビジネス/コミュニティ・ビジネス『評価のあり方』」、平成21年3月 経済産業省、を基に設定)に基づき、本事業の目的を鑑みて新規性・社会性等についても勘案した上で、審査を行う。

(起業支援対象者の決定、起業支援金の支給予定額の決定、メンターの決定)

第11条 二次選考で選出された起業支援対象候補者は、事業計画書と支出計画書を地域キャンパスに提出する。事業計画書には「起業」の時期を明記する。

2 地域キャンパスは、起業支援対象候補者に対して「起業支援に関する契約書(以下、「契約書」という。)」内容及び他の地域社会雇用創造事業の実施機関から起業支援金の提供を受けてないことについて、本部の確認・承認を得た上で起業支援対象者として決定する。

3 地域キャンパスは、起業支援対象者により提出された事業計画書および起業支援金の支給予定額及びその明細の妥当性を、本部によって定められた起業支援金積算のための標準単価に基づき確認のうえ、本部の承認をもって起業支援金予定額を決定する。起業支援金予定額については、上限を300万円とする。

4 地域キャンパスは、起業支援対象者決定後、起業支援対象者と契約書を締結する。契約書は、内閣府実施要領第3(3)に定められている項目を含む。

5 起業支援対象者は、口座通知書を地域キャンパスへ提出する。

6 地域キャンパスは、起業支援対象者の決定とともに、起業支援対象者1人につき1人のメンターを決定し、メンターとともに、起業支援対象者がソーシャル・アントレプレナーとして成功するための「ハンズオン支援計画」を作成する。地域キャンパスは、「ハンズオン支援計画」を策定後、複写したものを速やかに本部に提出するものとする。

(起業支援対象者の登録)

第12条 本部は、起業支援対象者の対象者番号、支援期間、氏名、生年月日、支援内容等、必要事項を管理するものとする。

2 地域キャンパスは、起業支援対象者について、速やかに本部に登録しなければならない。

(起業支援の支援期間・内容)

第13条 支援期間は「起業」までとし、起業支援対象者、メンターおよび地域キャンパスとの間で相談し、ハンズオン支援計画に反映することとする。「起業」は、原則として当事業の終了時期である平成23年度末(平成24

年3月31日)までに行われるものでなければならない。ただし、「起業」の後であっても、実質的な未だ起業に向けた準備期間であるとの合理的な説明が可能な場合には、これらに係る事業経費を支援対象とすることとする。

2 地域キャンパスは、起業支援対象者の状況に応じて、起業に必要なスキル、ノウハウの不足を補完するハンズオン支援計画によって、専門家サポート()を実施する。

専門家人材分野、人材像

分野	人材像(イメージ)
全般	すでに活躍している地域のSB事業者、中間支援事業者等 / 全国規模で活躍するSB事業者等
財務(資金調達含む)・法務	銀行などの金融関係 / 士業(税理士、行政書士、社労士、弁護士、etc.)等
人材戦略(人材育成・組織)	人材組織コンサルタント / 起業の人事部門 等
広報戦略	地域メディア、自治体、IT・技術専門家、コピーライター、広告代理店等
事業戦略、スケールアウト	中小企業診断士、経営コンサルタント / 起業の経営者、経営企画担当者 等

4 起業支援期間中、メンターは、専門人材と起業支援対象者のマッチングを含む、ハンズオン支援計画の管理とメンタリングを実施し、進捗状況及び成果を地域キャンパスに報告する。また、地域キャンパスは、ハンズオン支援の全体管理及び評価を行い、毎月末に進捗状況および成果を本部に報告する。

(起業支援期間中の評価)

第 14 条 本部及び地域キャンパスは、全国共通の評価基準を用いて、起業支援対象者の起業準備活動の適切性を評価する。

2 起業支援対象者は、「実績報告書(中間)」及び「実績報告書(最終)」を地域キャンパスへ提出する。

3 本部及び地域キャンパスは、起業支援対象者の「事業計画書」、「実績報告書(中間)」及び「実績報告書(最終)」、「成果物」等をホームページ等で公表する。

4 本部及び地域キャンパスは、必要に応じて、事業の進捗状況、事業成果またはその見通しにつき、起業支援対象者に随時報告を求める。

5 起業支援対象者は、「起業」した場合、すみやかに地域キャンパスにその旨報告することとする。

6 地域キャンパス及びメンターは、必要に応じて起業支援対象者にヒアリングを行い、起業準備が大幅に遅れているなどした場合、指導を行う。

(起業支援金)

第 15 条 支給する起業支援金は、原則として1人あたり300万円を越えないものとする。

2 地域キャンパスは、起業支援期間終了後、起業支援金の支払について、現場検査、起業を証明する書類、実績報告書(最終)、経理報告書及び支出内容を証明する信憑の写しを確認後、最終的な起業支援金額を確定し、本部の確認・承認を得た上で、起業支援対象者の交付申請書に応じて口座振込みにより精算払いをする。

3 前項に該当する場合を除き、起業支援対象者に対して賃金、報酬、手当、旅費その他一切の金品を支給しない。

4 起業支援金の支給対象とする経費は、以下の起業のために必要とするものとする。

- (1)人件費
- (2)謝金
- (3)旅費交通費
- (4)備品費
- (5)消耗品費

- (6)印刷製本費
- (7)通信運搬費
- (8)借料および損料
- (9)会議費
- (10)委託費
- (11)その他、起業のために必要と認められる経費

5 地域キャンパスは、必要があると認められる場合は、起業支援対象者に対して概算払いをすることができる。概算払いにより起業支援金の支給を受けようとする場合の手続きや支給に必要なその他詳細事項については契約書に定める。

6 地域キャンパスは、起業支援対象者が契約事項に違反したとき、又は過怠によって起業支援事業を継続する見込みがないと認められたときは、契約を解除することができる。契約を解除した際、概算払いをしている場合は、既に支払われた起業支援金の全部を返還することを求めることとする。ただし、不慮の事故など、やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

(起業支援の管理・状況把握)

第 16 条 起業支援対象者は、起業支援期間終了後 2 年間については、地域キャンパスからの電子メール、電話、現場視察等により、起業状況等に関して地域キャンパスに報告する義務を有するものとする。

(その他別に定める事項)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、本事業に関して必要な別に定める事項が生じたときは、その都度別途定める。

附 則

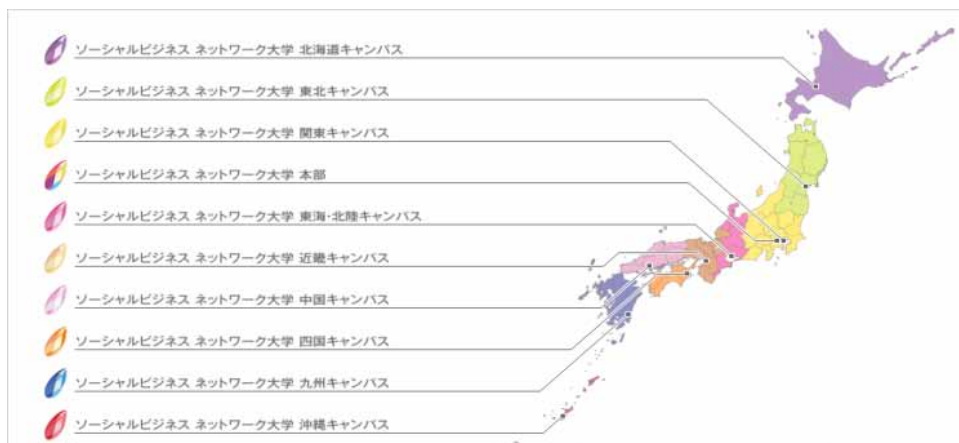
(施行期日)

本要綱は平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

別紙：ソーシャルビジネス ネットワーク大学について

ソーシャルビジネス ネットワーク大学とは、地域および地球規模の社会的課題に対して、ビジネスの手法でその解決を担う「ソーシャル・アントレプレナー」の育成・支援とネットワーキングを目的として、全国9地域においてソーシャルビジネス()

の支援を行う下記10団体で構成される「ソーシャルビジネス ネットワーク大学推進コンソーシアム」が運営する大学事業です。(学校教育法上の「大学」ではありません)。全国9地域にキャンパスを持ち、プログラムを実施します。ソーシャルビジネス ネットワーク大学では「ソーシャルビジネス



トライアル」を通じて、地域および世界の経済・社会循環に新たな風を吹き込み、多様性が尊重される、持続可能で生き生きとした社会を担う人材の育成を目指します。

ソーシャルビジネスとは？

「社会性」「事業性」「革新性」があり、環境、福祉、教育、貧困、食・農業など、地域および地球規模の社会的課題に対してビジネスの手法でその解決に挑み、持続可能な経済・社会の実現を目指し、一歩ずつ自らの手で社会変革を起こしていく事業。

本事業は、(株)ソシオ エンジン・アソシエイツ(本部)が、全国9地域(北海道、東北、関東、東海・北陸、中国、四国、九州、沖縄)のそれぞれ以下のキャンパスの事務局団体とコンソーシアムを形成し、実施しています。

【本部】

株式会社ソシオ エンジン・アソシエイツ

東京都港区南青山1-20-15 ROCK1st 3F

<http://www.socioengine.co.jp/index.html>

責任者：町野弘明

【東北キャンパス】

特定非営利活動法人せんだい・みやぎ

NPOセンター

宮城県仙台市青葉区大町 2-6-27 岡元ビル 4F

<http://www.minmin.org/>

責任者：加藤哲夫

【東海・北陸キャンパス】

愛知県名古屋市中村区松原町 1-24

COMBi 本陣 S102

<http://www.npo-kigyo.net/>

責任者：久野美奈子

【北海道キャンパス】

財団法人北海道地域総合振興機構(はまなす財団)

北海道札幌市中央区北5条西6-2-2

札幌センタービル 13F

<http://www.hamanasu.or.jp/index.shtml>

責任者：長澤隆

【関東キャンパス】

特定非営利活動法人コミュニティビジネス

サポートセンター

東京都千代田区神田錦町 3-21

ちよだプラットフォームスクエア A-205

<http://cb-s.net/sbkanto/>

責任者：永沢映

【近畿キャンパス】

特定非営利活動法人大阪NPOセンター
大阪府大阪市福島区吉野 4-29-20
大阪 NPO プラザ 201 号
<http://www.osakanpo-center.com/sbnc/>

責任者：山田裕子

【中国キャンパス】

特定非営利活動法人ひろしまNPOセンター
広島県広島市中区八丁堀 3-1 幟会館 2F
<http://www.npoc.or.jp/>

責任者：中村隆行

【九州キャンパス】

特定非営利活動法人宮崎文化本舗
宮崎県宮崎市橘通東 3-1-11 アゲインビル 2F
<http://www.bunkahonpo.or.jp/>

責任者：石田達也

【四国キャンパス】

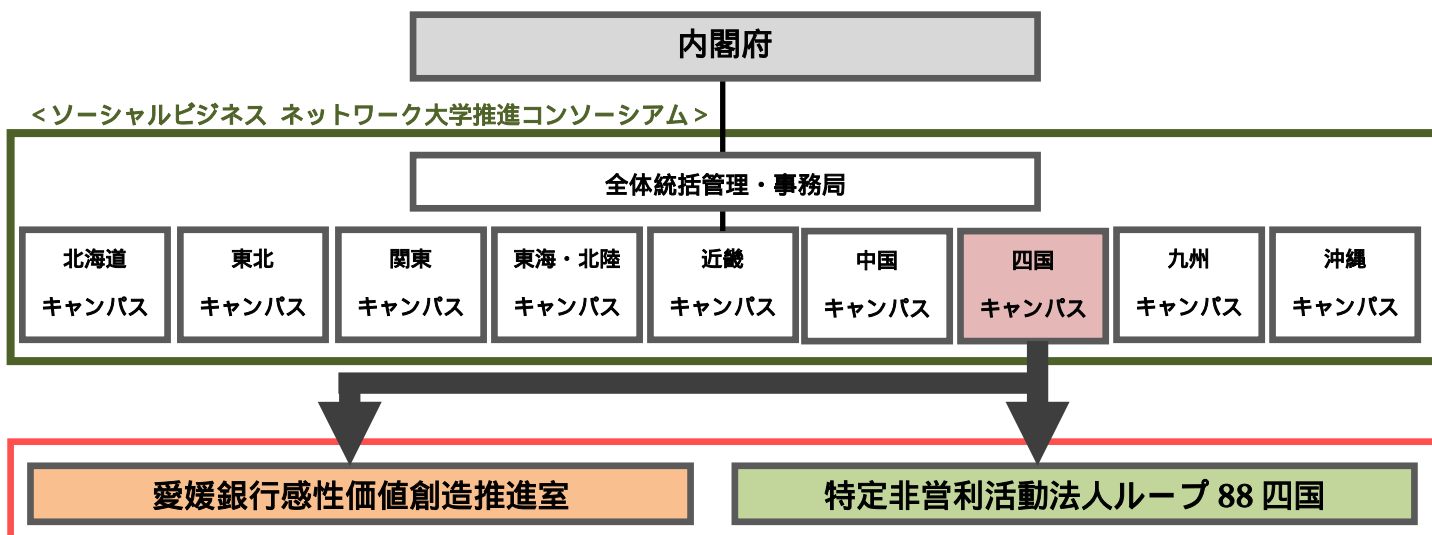
特定非営利活動法人市民未来共社
徳島県徳島市吉野本町 2-4-2
<http://www.shikokujima.com/>

責任者：島博司

【沖縄キャンパス】

特定非営利活動法人しまんちゅビジネス協議会
沖縄県北中城字島袋 1487
<http://www.shima-bis.jp/>

責任者：親川善一



<役割>

本部（株）ソシオエンジン・アソシエイツ）:

本事業を統括する規定を制定し、全体の統括管理を行う。地域キャンパス委員会から挙げられた様々な議権案件を総括し、最終的に方針を決定する。

本事業を統括する規定を制定し、全体の統括管理を行います。地域キャンパス委員会から挙げられた様々な議権案件を総括し、最終的に方針を決定します。

地域キャンパス:

本部が定めた規定に沿い事業を実施します。事業の実施状況を本部へ報告し、本部の方針に従います。

以上